

第 3 5 号議案

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 6 月 1 4 日提出

中間市長 松下 俊男

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「重度障害者とは」を「「重度障害者」とは、」に改め、同項第1号中「及び」を「又は」に、「もの」を「者」に改め、同項第3号中「及び」を「又は」に、「もの」を「者」に改め、同条第4項中「政府」を「全国健康保険協会」に改め、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第3条第1項第1号中「有する」の次に「3歳に達する日の属する月の翌月からの」を加え、同条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「明治29年法律第89条」を「明治29年法律第89号」に改め、「いる者」の次に「（以下この号において「扶養義務者」という。）」を加え、「を超える」を「（当該重度障害者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、当該重度障害者の扶養義務者のうち、中間市の区域内に住所を有する当該重度障害者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該重度障害者を現に監護するものは児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額）以上である」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号及び第7号を削り、同条に次の2項を加える。

3 前項第3号に規定する所得は、施行令第4条及び第12条第4項において読み替えて準用する施行令第5条の規定により算出した額とする。ただし、施行令第12条第4項において読み替えて準用する施行令第5条第1項中「総所得金額、」の読替えは行わないものとする。

4 第2項第4号に規定する所得は、施行令第4条及び第5条（当該重度障害者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、児童手当法施行令第2条及び第3条）の規定により算出した額とする。

第4条第1項中「以下「自己負担分相当額」」を「第2号において「自己負担分相当額」」に改め、同項第1号中「10,000円」の次に「（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、1月につき3,500円）」を加え、同号ただし書中「6,000円」の次に「（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、1月につき2,100円）」を加え、同条第3項中「する者」の次に「（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）」を加える。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定に基づき認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は当該受給資格の認定を受けた日の属する月の初日から当該受給資格を有しなくなった日の属する月の前月の末日までの間、中間市子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第23号。次条第2項において「中間市子ども医療費支給条例」という。）の受給資格を有しない。

第6条第1項中「前条の規定に基づき認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）」を「受給資格者」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた日の前月まで、中間市子ども医療費支給条

例に規定する受給資格を有していた者は、重度障害者医療証の交付と引換えに中間市子ども医療証を市長に返納しなければならない。

第7条中「以下」の次に「この条及び次条において」を加える。

第13条第1項中「（同法附則第41条第2項又は第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる施設を含む。）同法第5条第26項」を「同法第15項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同法第26項」に改め、「同法附則第4条及び第18条第2項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居」を削り、「以下」の次に「この項において」を加え、同条第2項中「第7条」を「第7条第1項」に、「障害児入所施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第58条の規定によりなお従前の例により運営することができる」とされた旧知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者通所施設（以下「通所施設」という。）」を「障害児入所施設又は同法第2項に規定する指定発達医療機関（以下この項において「障害児施設等」という。）」に、「障害児入所施設又は通所施設の」を「障害児施設等の」に、「当該障害児入所施設又は通所施設に」を「当該障害児施設等に」に改める。

第14条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>重度障害者</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第11条第1項第2号の規定により<u>重度の知的障害者と判定された者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 児童福祉法第11条第1項第2号又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号の規定により、中等度の知的障害者と判定され、かつ前号に規定する身体障害者障害程度等級表の3級に該当する<u>者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「医療保険各法の保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う<u>全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において<u>重度障害者</u>とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第11条第1項第2号の規定により<u>重度の知的障害者と判定されたもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 児童福祉法第11条第1項第2号及び知的障害者福祉法第11条第1項第2号の規定により、中等度の知的障害者と判定され、かつ前号に規定する身体障害者障害程度等級表の3級に該当する<u>もの</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「医療保険各法の保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う<u>政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合</u>をいう。</p> <p><u>5 この条例において「65歳未満の者」とは、65歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。</u></p>

5 (略)

6 (略)

(対象者)

第3条 この条例の対象者は、次の各号のいずれにも該当する重度障害者とする。

(1) 中間市の区域内に住所を有する3歳に達する日の属する月の翌月からの者であること。

(2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) 重度障害者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者（以下この号において「扶養義務者」という。）の前年の所得が施行令第2条第2項に規定する額（当該重度障害者が12歳

6 (略)

7 (略)

(対象者)

第3条 この条例の対象者は、次の各号のいずれにも該当する重度障害者とする。

(1) 中間市の区域内に住所を有する者であること。

(2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第23号）に規定する乳幼児医療の適用を受けることができる乳幼児

(4) (略)

(5) 重度障害者の配偶者又は民法（明治29年法律第89条）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者の前年の所得が施行令第2条第2項に規定する額を超えるときの当該重度障害者

に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあっては、当該重度障害者の扶養義務者のうち、中間市の区域内に住所を有する当該重度障害者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該重度障害者を現に監護するものは児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額）以上であるときの当該重度障害者

3 前項第3号に規定する所得は、施行令第4条及び第12条第4項において読み替えて準用する施行令第5条の規定により算出した額とする。ただし、施行令第12条第4項において読み替えて準用する施行令第5条第1項中「総所得金額、」の読替えは行わないものとする。

4 第2項第4号に規定する所得は、施行令第4条及び第5条（当該重度障害者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあっては、児童手当法施行令第2条及び第3条）の規定により算出した額とする。

(6) 第4号に規定する所得は、施行令第4条及び第12条第4項において読み替えて準用する施行令第5条の規定により算出した額とする。ただし、施行令第12条第4項において読み替えて準用する施行令第5条第1項中「総所得金額」の読替えは行わないものとする。

(7) 第5号に規定する所得は、施行令第4条及び第5条の規定により算出した額とする。

(重度障害者医療費の支給)

第4条 市は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。第2号において「自己負担分相当額」という。）を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、当該重度障害者医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円とし、1月につき10,000円（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、1月につき3,500円）を限度とする。ただし、低所得者は、1日につき300円とし、1月につき6,000円（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、1月につき2,100円）を限度とする。

(2) (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に規定する者（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除

(重度障害者医療費の支給)

第4条 市は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、当該重度障害者医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円とし、1月につき10,000円を限度とする。ただし、低所得者は、1日につき300円とし、1月につき6,000円を限度とする。

(2) (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に規定する者の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度

く。)の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度障害者医療費は支給しない。

4 (略)

(受給資格の申請及び認定)

第5条 (略)

2 前項の規定に基づき認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は当該受給資格の認定を受けた日の属する月の初日から当該受給資格を有しなくなった日の属する月の前月の末日までの間、中間市子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第23号。次条第2項において「中間市子ども医療費支給条例」という。）の受給資格を有しない。

(重度障害者医療証の交付)

第6条 市長は、受給資格者に対し、規則の定めるところにより、重度障害者医療証を交付するものとする。

2 重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた日の前月まで、中間市子ども医療費支給条例に規定する受給資格を有していた者は、重度障害者医療証の交付と引換えに中間市子ども医療証を市長に返納しなければならない。

障害者医療費は支給しない。

4 (略)

(受給資格の申請及び認定)

第5条 (略)

(重度障害者医療証の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、規則の定めるところにより、重度障害者医療証を交付するものとする。

3 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による重度障害者医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、第1項の規定にかかわらず、重度障害者医療証を交付しないものとする。

(重度障害者医療証の提出)

第7条 重度障害者が規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下この条及び次条において「保険医療機関等」という。）において医療及び老人訪問看護を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に重度障害者医療証を提出するものとする。

(障害者施設等に入所した場合の特例)

第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、中間市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第15項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第26項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この項において「障害者施設等」という。）に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、

2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による重度障害者医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、重度障害者医療証を交付しないものとする。

(重度障害者医療証の提出)

第7条 重度障害者が規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療及び老人訪問看護を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に重度障害者医療証を提出するものとする。

(障害者施設等に入所した場合の特例)

第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、中間市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設（同法附則第41条第2項又は第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる施設を含む。）、同法第5条第26項に規定する福祉ホーム、同法附則第4条及び第18条第2項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「障害者施

中間市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

- 2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち障害児入所施設又は同条第2項に規定する指定発達医療機関（以下この項において「障害児施設等」という。）に入所したため、障害児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障害児施設等に入所した際、中間市の区域内に住所を有していたと認められるものは、中間市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

設等」という。)に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、中間市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

- 2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち障害児入所施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第58条の規定によりなお従前の例により運営することができる」とされた旧知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者通勤寮（以下「通勤寮」という。）に入所したため、障害児入所施設又は通勤寮の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障害児入所施設又は通勤寮に入所した際、中間市の区域内に住所を有していたと認められるものは、中間市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。